

令和8年度起業家人材育成支援事業に関する 参加意思確認及び提案を求める公告

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

「令和8年度起業家人材育成支援事業」については、県内一円を業務エリアとし、起業予定者や起業後間もない者を対象に、新規事業立ち上げの際に必要な知識の習得や事業計画の作成方法などの研修等を実施することにより、起業家の発掘・育成及び創業後の事業継続のための支援等を総合的に行い、本県経済の活性化を図ることを目的とする。

当該業務を円滑に実施するため、起業予定者等の情報やニーズを把握し、創業支援に関する専門的知識を有している（公財）岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）を契約の相手方として、随意契約手続きを行う予定としているが、財団以外の者で、下記の応募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、財団との随意契約手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、財団と当該応募者に対して、企画競争による提案書の提出を要請する。

2 業務概要

- （1）業務名：令和8年度起業家人材育成支援事業
- （2）業務内容：別添「令和8年度起業家人材育成支援事業委託業務仕様書」（以下「仕様書という。」）による
- （3）業務期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- （4）契約締結日：令和8年4月1日

3 応募要件

（1）基本的要件

ア岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

イ入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他（情報・通信サービスを除く。）、小分類4研修業務」に登載され、格付区分がAであること。

ウ入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内にあること。

エ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

オ岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

カ岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

キ岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

ク会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされてい

る者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ県税を滞納していないこと。

(2) 専門的知識に関する要件

県の産業振興施策に沿った形で中小企業支援業務を行っており、創業・経営に関する専門的知識を有していること。

(3) 守秘性に関する要件

企業のサービス規程として、下記の条件を満たしていること。

業務上知り得た情報を漏らさないこと。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務を通じて得た情報により、企業として新たな営利を得るものでないこと。

(5) 業務執行体制に関する要件

岡山県内に本店、支店及び営業所があり、かつ県下一円を業務エリアとしていること。

また、業務を執行するために必要な能力を持った者が配置される予定であること。

(6) 業務実績に関する要件

過去3年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、類似業務の契約実績を1以上有すること。

4 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部経営支援課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：(086) 226-7354

FAX：(086) 226-7384

5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

ア配付期間：令和8年3月5日（木）から令和8年3月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ配付場所：上記4の場所に同じ

また、岡山県産業労働部経営支援課のホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/45/>

(2) 参加意思確認申請書（様式第2号）の提出期限、場所及び方法

ア提出期限：令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

イ提出場所：上記4の場所に同じ

ウ提出方法：持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。また、郵送等の場合は提出期限内に必着を要する。）するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

(3) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、委託業務仕様書に関する質問・回答書（様式第1号）で、令和8年3月13日（金）の午後5時までの間、FAXにより行うこと。

イ質問の回答

FAXにより回答する。

6 参加意思確認書の審査

- (1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行う。
- (2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、令和8年度起業家人材育成支援事業に関する提案書(様式第3号)の要請を行う。
- (3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、書面により通知する。

7 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

ア提出期間：令和8年3月24日(火)の午後5時まで

イ提出場所：上記4の場所に同じ

ウ提出方法：持参又は郵送(書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。また、郵送等の場合は提出期限内に必着を要する。)するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

- エ提出書類
- ・令和8年度起業家人材育成支援事業に関する提案書(様式第3号)
 - ・事業計画書(様式第4号)
 - ・令和8年度起業家人材育成支援事業に関する見積書(様式第5号)
 - ・岡山県税の滞納がないことを証する書類
 - ・その他必要と認めた書類

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 その他

- (1) 本事業については、県の令和8年度予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。また、本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、当該国庫支出金の予算措置がなかった場合は、業務の内容や委託限度額を変更する場合がある。加えて、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。
- (2) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者は、参加意思のない者として取り扱う。
- (3) 提出する提案書は、提出者ごとに1案のみとする。
- (4) 参加意思確認書及び提案書の作成、提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (6) 提出された参加意思確認書及び提案書は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。
- (7) 提出期限以降における書類の差し替え、再提出は認めない。
- (8) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) その他必要な事項は、岡山県産業労働部経営支援課長が定める。